

設備投資のお手伝い

設備貸与制度【割賦販売・リース】

設備貸与制度とは、公益財団法人神奈川産業振興センター(以下、「センター」)が、小規模企業者等が必要とする設備(新品)を販売業者から購入して割賦販売またはリースする制度です。

「経営の革新」
に必要な設備



「創業」に必要な
設備



BCP(事業継続計画)
に必要な設備



ビジネスモデル
の転換に必要な
設備



在宅勤務化に
必要な設備



デジタル技術
の活用による
新しいビジネス
モデルの創出
に必要な設備

社内事務の
効率化に必要な
設備



DXに必要な
ハードウェアや
ソフトウェア



カーボンニュー
トラルに対応し
ていくための
省エネ設備



メリット

割賦損料率(固定) 年 0.70% ～	貸与限度額 最大 1億円	返済期間 最長 10年
連帯保証人(法人) 代表者のみ	担保 不要	返済期間延長 最長 2年
信用保証協会の保証料 不要	信用保証協会の保証枠・ 金融機関の借入枠 無関係	同一年度内利用回数 複数回の 申し込み可能

※メリットを受けるには一定の条件がございます。お申し込み前に必ずメリットの詳細及びご注意事項をご確認ください。
お問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

お問い合わせ



公益財団法人
神奈川産業振興センター
経営支援部 設備支援課

〒231-0015

横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階

URL : <https://www.kipc.or.jp/> TEL : 045-633-5066 FAX : 045-633-5064

e-mail : setsubi@kipc.or.jp



制度の概要

	割賦販売制度	リース制度								
対象者	I. 小規模企業者等 ・製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業）、その他 …… 従業員数20人以下 ・小売業、卸売業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く） …… 従業員数5人以下 ・特認対象要件を満たす中小企業者（小規模企業者以外） …… 従業員数50人以下 II. 創業者									
貸与額	100万円～1億円（消費税込み） ◇単品価格が100万円未満であっても、複数設備の合算で100万円以上となれば申込みができます。但し、対象設備が資産計上できるもの（原則、10万円以上）となります。 ◇同一年度内で、設備価格の合計が1億円の範囲で何回でもご利用いただけます。									
料率	I. 小規模企業者等 ・割賦損料率： 年0.70%・0.90%・1.60%・1.90%・2.30%（固定） II. 創業者 ・割賦損料率： 年1.90%（固定）	I. 小規模企業者等 ・月額リース料率：0.941%（10年）～2.975%（3年） II. 創業者 ・月額リース料率：0.996%（10年）～2.954%（3年） ◇月額リース料率はリース期間に応じて決定します。								
賦払期間、リース期間	3年～10年（原則として法定耐用年数の期間以内） ◇商工会・商工会議所の推薦がある場合、または企業経営の未病CHECKシートの結果をもとにセンターの支援を受けながら未病改善への取組みがある場合、10年以内において法定耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができます。事前にご相談ください。									
保証金、元金措置期間	次の条件より選択していただけます。 <table border="1"> <tr> <td>保証金</td> <td>なし</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間</td> <td>なし</td> <td>6カ月</td> <td>1年</td> </tr> </table>	保証金	なし	5%	10%	元金据置期間	なし	6カ月	1年	—
保証金	なし	5%	10%							
元金据置期間	なし	6カ月	1年							
連帯保証人	法人の場合は原則、代表者1名となります。但し、個人の場合は原則、代表者以外1名が必要となります。連帯保証人は、次の要件をすべて満たす必要があります。 ① 年齢が70歳以下であること（契約時） ② 神奈川県内または東京都内に住所を有していること ③ 年収500万円（個人事業者の場合は年所得が350万円）以上であること ◇保証人は「経営者保証ガイドライン」に則って判断を行います。 ◇代表取締役が複数いる場合、全員が連帯保証人となります。 ◇代表取締役が連帯保証人の要件を満たさない場合、代表取締役に加えて社内で要件を満たす方の追加が必要となります。									
担保	原則、無担保となります。但し、高額案件等については必要に応じて担保を求めることがあります。									
貸与設備の所有権	割賦設備に係る支払業務が全て履行され次第、貸与企業に所有権を移転します。	センターに所有権があります。								
損害保険	貸与企業の負担により設備価格の同額程度の損害保険にご加入いただき、その保険証券をセンターに質入れいただけます。車両の場合、併せて車両保険にもご加入いただけます。	センターが損害保険に加入します。費用は月額リース料に含まれます。								
固定資産税の申告・納税	貸与企業が固定資産を計上し、固定資産税の申告及び納税をしてください。	センターが固定資産計上し、固定資産税の申告及び納税を行います。税額は月額リース料に含まれます。								